

国分寺文書 一一〇

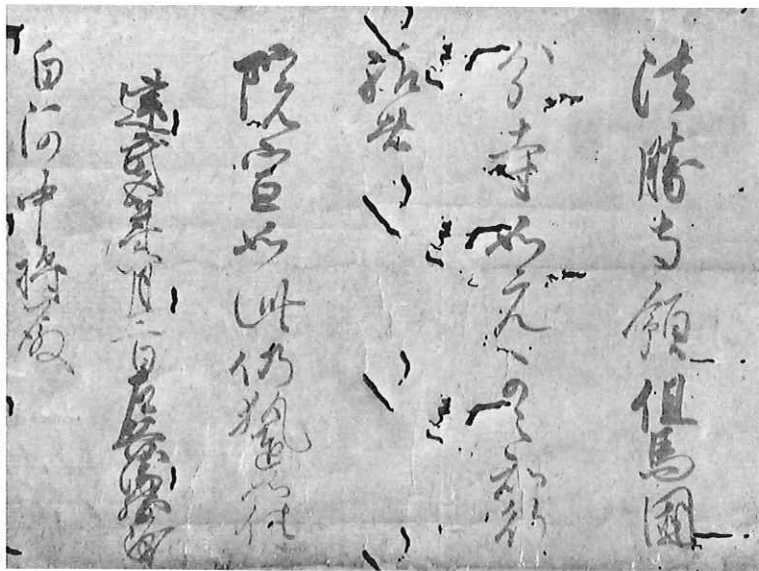
(兵庫県城崎郡日高町宵田 蓮生寺所蔵)

曇華院文書 一一一—一一三

(東京都千代田区北の丸公園三ノ二 国立公文書館内閣文庫所蔵謄写本)

日光院文書 一一四—一二四

(兵庫県養父郡八鹿町石原 日光院所蔵)



(縦三六・五纏×横四八・五纏)

一一〇、光嚴上皇院宣(国分寺文書)

法勝寺領但馬國

分寺、如元可令知行

給者

院宣如此、仍執達如件、

建武五年六月三日 (柳原資明)
左兵衛督(花押)

白河中將殿

〔語注〕

①院宣(インゼン)

院司が、上皇の意をうけたまわって出す奉書形式の文書。

②執達(シツタツ) 取りつぐことの意味。

〔解説〕

この文書は、光嚴上皇が白川中將をして法勝寺領但馬国分寺を元の如く知行せしめることを命じた院宣で

法勝寺領但馬國分寺、元の如く知行せしめ給るべし、者れば

院宣此の如し、仍って執達件の如し、

建武五年六月三日

(柳原資明)
左兵衛督 (花押)

白河中將殿

ある。

一一一、將軍足利義政御判御教書寫^①

(曇華院文書)

同前

苑

大納言佐房雜掌申、但馬國樂前北庄・同國
栗尾村臨時課役・守護役・段錢人夫以下諸公事^可
免除也、早爲守護使不入之地一切可停止催促之狀

如件

寛正三年七月廿二日

(足利義政)
(花押影)

大納言佐房雜掌申、但馬國樂前北庄・同國

栗尾村臨時課役・守護役・段錢人夫以下諸公事^可

免除也、早爲守護使不入之地一切可停止催促之狀

如件、

寛正三年七月廿二日

(足利義政
花押影)

大納言佐房雜掌申す、但馬國樂前北莊、同國栗尾村臨時課役、守護役、段錢人夫以下諸公事を免除すべき也、早く守護使不入の地として一切催促を停止すべきの狀件の如し、

寛正三年七月二十二日

〔語注〕

① 御判御教書 (ゴハンノミギョウシヨ)

室町幕府の將軍の發給する代表的な文書様式で、御判御教書↓管領施行狀↓守護遵行狀↓(守護代打渡狀)という系統的な文書群によって幕命が傳達された。

② 臨時課役 (リンシカヤク)

幕府などによって賦課される臨時の課役。公田段錢など。

③ 守護役 (シュゴヤク) 守護の賦課する諸課役。

④ 段錢 (タンセン)

公田を対象として賦課される税。守護段錢など。

⑤ 人夫 (ニンブ)

守護の人夫役の賦課。即ち、守護夫として臨時に人頭の労働夫役に徵発することをいう。

⑥ 守護使不入の地 (シュゴシフニユウのチ)

幕府によって守護使の入部を禁止する特権を与えられ土地。

〔解説〕

大納言佐房の雜掌の訴えを受けて、大納言家領の但馬國樂前北莊・同國栗尾村に対する臨時課役・守護役・段錢・人夫以下諸公事を賦課することを免除した、將軍足利義政の御判の御教書である。即ち、義政が樂前北莊及び栗尾村に対して、守護使不入の特権を認めたものである。

なお、曇華院文書は後世の写しであるので、そこにみられる花押は、原文書の花押をまねて写したものである。したがって、以下それを「花押影」とよぶ。

大納言佐房雜掌申、但馬國樂前北庄・同國栗尾
 同國栗尾村臨時課役守護使延録(金)
 紫款(年)被免除訖、早仕(七月廿二日)前
 濟判、省為守護使不入之地、一切可被停止
 催促(由)所被仰下也、仍執達如件

寛正三年十二月十一日 右京大夫
 山名右衛門督入道殿

大納言佐房雜掌申す、但馬國樂前北莊・同國栗尾
 村臨時課役・守護役・段錢人夫以下諸公事免除せ
 られ訖ぬ、然るに早く去る七月二十二日御判の
 旨、守護使不入の地として、一切催促を停止せら
 るべきの由仰せ下されるところ也、仍つて執達件
 の如し、

寛正三年十二月十一日
 (山名持豐)
 山名右衛門督入道殿

(細川勝之)
 右京大夫 (花押影)

一二二、管領細川勝元施行狀寫

(曇華院文書)

大納言佐房雜掌申、但馬國樂前北庄、
 同國栗尾村臨時課役守護役段錢人夫
 以下諸公事 被免除訖、然早去七月廿二日
 御判之旨、爲守護使不入之地、一切可被停止
 催促之由所被仰下也、仍執達如件

寛正三年十二月十一日 右京大夫 (花押影)

山名右衛門督入道殿

〔解説〕

寛正三年七月二十二日、將軍足利義政御判御教書を
 受けて、管領細川勝之が、その内容を但馬守護山名持
 豊に施行した文書である。文書中に將軍の守護使不入
 地の御判を施行した旨の文言もんごんが明示されており、この
 ようなところからこの文書様式を管領施行狀かんれいしぎょうじょうと呼ん
 だ。執達とは取り次ぐことをいう。

大納言佐房雜掌申、但馬國樂前北庄・同國栗尾
 村臨時課役・守護役・段錢人夫以下諸公事免除せ
 られ訖ぬ、早く施行の旨に任せ、使者の入部を停
 止すべきの状件の如し、

寛正三年十二月廿七日

土屋越前入道殿

大納言佐房雜掌申す、但馬國樂前北莊・同國栗尾
 村臨時課役・守護役・段錢人夫以下諸公事免除せ
 られ訖ぬ、早く施行の旨に任せ、使者の入部を停
 止すべきの状件の如し、

寛正三年十二月二十七日

土屋越前入道殿

一一三、但馬守護山名持豐遵行狀寫^①

(曇華院文書)

大納言佐房雜掌申、但馬國樂前北庄・同國
 栗尾村臨時課役・守護役・段錢人夫以下諸公事
 被免除訖、早任施行之旨、可停止使者入部之狀

如件、

寛正三年十二月廿七日

(山名持豐)
(花押影)

土屋越前入道殿

〔語注〕

① 遵行狀 (ジュンギョウジョウ)

確實に幕命を守護代に傳達すること。室町時代の守
 護の基本的職権の一つ。当時「沙汰付」命令といった。

〔解説〕

但馬守護山名持豐が寛正三年十二月十一日 管領細
 川勝元施行状を受けて、但馬守護代土屋越前守をし
 て、但馬國樂前北莊・同國栗尾村における守護使の入
 部を停止せしめるべきことを命じた遵行狀である。

但例養父郡石原山帝釈寺

日光院

石原山妙見大菩薩奉奇進皇事

合皇大 但馬國氣多郡府中互所分之内、
石原山妙見大菩薩奉奇進皇事

右奉奇進所者 信心大施主

長谷部遠連諸願成就、皆令満足

子孫繁昌爲也、然者賣渡之支證

相備、永代奇進所也、於子孫違

亂不可有者也、仍奇進狀如件

文明十二年壬六月十一日
長原修理亮

一一四、長原遠連寄進狀 (日光院文書)

(端裏書)
一妙見大菩薩 長谷部修理進遠連御寄進狀

石原山妙見大菩薩奉奇進皇事 (寄下同シ)

合皇大

但馬國氣多郡府中互所分之内、
在所ハこの市モ、坪付ハ中皇と云、

右、奉奇進所者、信心大施主

長谷部遠連諸願成就、皆令満足、

子孫繁昌爲也、然者賣渡之支證

相備、永代奇進所也、於子孫違

亂不可有者也、仍奇進狀如件、

文明十二年壬六月十一日
長原修理亮
遠連 (花押)

(鑑裏書略す)

石原山妙見大菩薩に寄進し奉る島の事、

合せて島大^①但馬國氣多郡府中税所分の内

在所はこの市は^②坪付は中島と云う、

右、寄進し奉る所は、信心大施主長谷部遠連、諸願成就皆令満足、子孫繁昌のため也、然れば、賣渡の支證を相備へ永代寄進する所也、子孫において違亂あるべからざるもの也、仍つて寄進状態の如し、

文明十二年^(四)壬丑六月十一日 長原修理亮
遠連(花押)

〔語注〕

①大(ダイ)

二四〇歩をいう。一段 \parallel 三六〇歩。小 \parallel 一二〇歩。

②在所分(サイシヨブン)

のちの文書に「府中最所分」とあり税所分のこと

ある。税所とは、平安・鎌倉時代の在庁の一つで、国衙にあつてその国の正税、官物の収納をつかさどる官職であつた。従つて、税所の職の給田。室町時代中期まで職名がみられる点でめずらしい。

③この市は(コウノイチバ)

古府市場国府の市場で現在、府市場に「このいちば」と呼んでいるところがある。詳しくは上巻一七七頁参照。

④施主(セシユ)

梵音檀越の意訳。供養、布施を行う人という。

⑤長谷部(ハセベ)

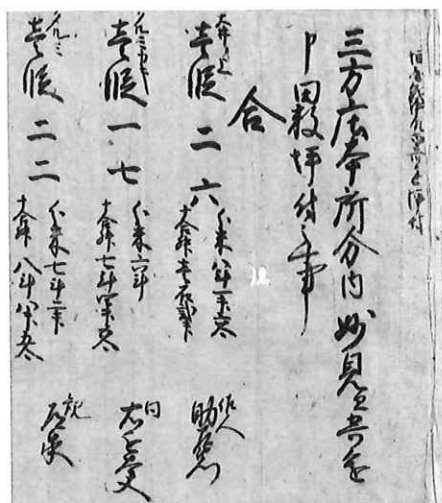
但馬の長谷部氏は長氏一族という(太田亮「姓氏家系大辞典」)。長氏は、但馬太田文に「出石郡安美郷七拾六町七反六拾歩内、地頭大江氏、出石三郎信政の嫡女、長右衛門四郎長連が妻」、また「養父郡安美郷云々。高田庄云々。」とあり、あるいは地頭名に「長左衛門四郎長連」の名がみえる。長原氏は長氏の庶流か。

⑥支証(シシヨウ) 明白な証拠。

⑦二(ヨシ) 四の異字体。四を死に通じ、死を忌むことより出来たもの。

〔解説〕

文明十四年(一四八〇)六月十一日、長原遠連が、諸願成就・子孫繁昌のために、但馬国気多郡府中の税所分の畠、二四〇歩を妙見社に寄進したものである。



税所分とか、古府の市場などの在所名がみられ、室

町時代後期の国府の有様がうかがわれて興味深い。特に国衙のある国府に市場が開設され、分業・流通の中心でもあった点が知られ注目される。

一一五、垣屋遠忠寄進田數坪付注文

(日光院文書)

〔端書〕
「垣屋越中殿御寄進坪付」

三方庄本所分内妙見之寄進

中田數坪付之事、

合

大井ノ上

分米八斗一升五合

作人

助左衛門

壹段二六

十合外壹石貳升

クルミカキ

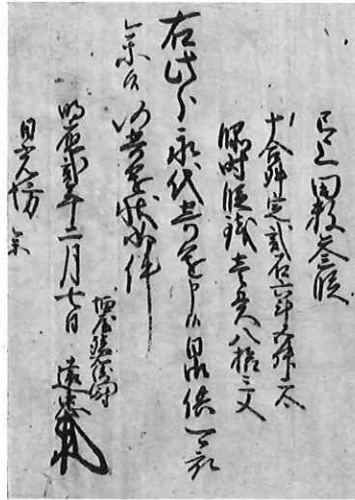
分米六斗

壹段一七

十合外七斗四升五合

同

右近大夫



タルミ
壹段二二 分米七斗二升 觀
十合舛八斗八升五合 道泉

已上田數參段

十合舛定 貳石六斗五舛二合
臨時段錢 壹貫八拾三文

右、此分永代寄進申候、日御供可被
參候、仍寄進狀如件、

明應貳年二月七日 垣屋孫右衛門尉
遠忠(花押)

日光坊參

〔語注〕

①端書(ヘンガキ)

文書の右端の肩に受取者の側で忘備のために追筆書した記事。従って異筆である。

②垣屋越中殿(カキヤエツチュウドノ)

垣屋遠忠のことをいう。垣屋越中守豊知と遠忠は同一人物か。

③分米(ブンマイ)

〔端書〕^①
「垣屋越中殿御寄進坪付」

三方庄本所分の内妙見エ寄進申す田數坪付の

事、

合せて

大井ノ上 分米八斗一升五合

壹段二六 十合舛壹石貳升 作人^④ 助左衛門

クルミカキ 分米六斗

壹段一七 十合舛七斗四升五合 同 右近大夫

タルミ
分米七斗二升
壹段二二
十合舛八斗八升五合
道泉

已上田數參段

十合舛定 貳石六斗五舛二合
臨時段錢 壹貫八拾三文

右、此の分永代寄進申し候、日の御供參らるべく候、仍って寄進狀件の如し、

明應貳年二月七日
垣屋孫右衛門尉
遠忠(花押)

日光坊參る

田地一段別についての年貢徴取率を斗代といい、これに一筆毎の地積を掛合せて算出した本年貢の額をいう。

④ 作人(サクニン)

直接耕作者とは限らず、一種の土地所有権(作職)ともいうべき耕作権をもっている者をさす。

⑤ 十合舛(ジュウゴウマス)

京樹ともよばれ、畿内中心に広く使用されていた基準樹。縦横四寸九分(約一四・六センチ)、深さ二寸七分(約八・一センチ)の容積。

⑥ 日御供(ヒノオンゴ)

日次の御供。日供(ニック)ともいい毎日の祈禱をいう。

〔解説〕

この文書は、次号の垣屋遠忠寄進狀に副進された田地坪付注文の一つである。寄進田一町のうちの三段分の坪付で、妙見社の別当寺である日光坊は、十合舛定で二石六斗五升二合の徴収額と臨時段錢として課される一貫八十三文を収取する権利が付与されたことがわかる。作人記載のあることにより、戦国期の本町の農民の存在形態の一端を伺わしめて興味がある。遠忠寄進狀とこの田地坪付注文の日付が違っているのは、注意される。

為妙見定燈之方為樂
 旨觀音寺村田數壹町
 永代寄進申候畢
 仍諸公事除之并
 下地坪付別紙在之封裏
 仍寄進狀如件
 明應玖申年六月廿日
 日光御坊 御同宿中

一一六、垣屋遠忠寄進狀（日光院文書）

為 妙見^(當)定燈、三方庄本所

分内、觀音寺村田數壹町

永代寄進申候畢、

仍諸公事除之、并

下地坪付別紙在之封裏、

仍寄進狀如件、

明應玖^(九)申年六月廿日 遠忠^(花押)

日光御坊 御同宿中

妙見定燈のため、三方庄本所分の内、観音寺田數壹町を永代寄進申し候畢ぬ、仍って諸公事これを除く、並びに下地坪付別紙にこれあり、裏を封ず、仍って寄進状件の如し、

明應九年庚申六月二十日

(垣屋)^③
遠忠(花押)

日光御坊 御同宿中

〔語註〕

①坪付別紙にこれ在り(ツボツケベッシにこれアリ)

所在地を明示した坪付は、別紙として添付するといふ意味。明應二年(一四九二)二月七日垣屋遠忠寄進田數坪付注文をいう。

②裏を封ず(ウラをフウズ)

この寄進状に添えた田地坪付注文の裏に花押を記入して確認を経たことを明らかにすること。

③遠忠(トオタダ)

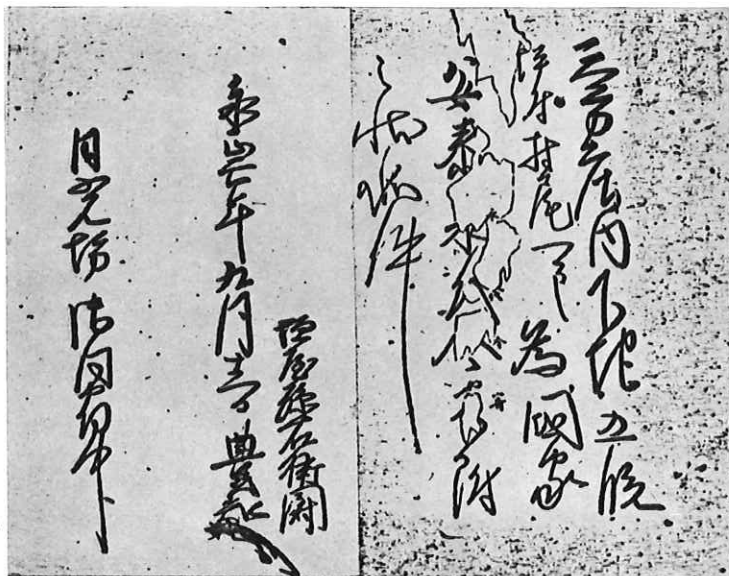
田數坪付注文の方に「垣屋孫右衛門尉遠忠」とある。垣屋遠忠と同一人。

④御同宿中(オンドウシユクチュウ)

書状の脇付というもの。これには、「人々御中」「参人々御中」「御宿所」「誰にても申給へ」「参進之候」「御返報」などいろいろある。その使用上に軽重があり、また特別な書札があった。「御同宿中」は寺院、特に天台、真言に多く用いたが、禅宗では「衣鉢禪師」「侍衣閣下」などがそれである。

〔解説〕

明應九年(一五〇〇)六月二十七日 但馬守護代垣屋遠忠が、定燈の燈明料として三方庄本所分の内一町を妙見社に寄進したものである。一町の田地の在坪については別紙に坪付注文を添えたとある。前号の文書がそれにあたる。



一一七、垣屋豊知寄進狀（日光院文書）

三方庄内下地五段、

坪付村尾可申、爲國家

安泰、（永代令寄） □□□□附

之狀如件、

垣屋孫右衛門尉
永正六年九月十二日 豊知（花押）

日光坊 御同宿中

〔語注〕

①下地（シタジ） 土地そのものをいう。

②垣屋孫右衛門尉豊知（カキヤマゴウエモンノジヨウトヨトモ）

明応二年二月七日 垣屋遠忠寄進田數坪付注文に「垣屋孫右衛門尉遠忠」とある遠忠と豊知とは同一人物か。その子息か。

三方庄内の下地五段、坪付村尾と申すべき、國家安泰のため、永代寄附せしむるの狀件の如し、

永正六年九月十二日

垣屋孫右衛門尉
豐知(花押)

日光坊 御同宿中

繁昌之慈所被抽精誠則至子孫之
不有改易者也仍寄進狀如件
永正六年九月十二日在衛尉豐知
日光坊 御同宿中

〔解説〕

この文書は、次号文書と同一の日付であり、改めて三方庄の下地五段の寄附を確認するために出された寄進状である。さきに当該地を三方庄本所分の半濟分とあるが、この土地はここに「村尾」と呼ばれていた地積であったことがわかる。

一一八、垣屋豐知寄進狀(日光院文書)

〔端裏書〕
「西氣御寄進狀」

奉寄附

妙見大菩薩神田之事

合伍段者

坪付別紙在之、
臨時錢、例段錢加之、

右田地者、三方庄本所分半濟分之内也、依

爲本知行之地、永代所奉寄附實也、國家

奉寄附
 妙見大菩薩神田之事
 合伍段者 坪付別紙を以て
 臨時銀例添付す
 右田比者三方庄分所分米河分内也依
 為知行地永代所奉寄附者也國家
 安泰武運長久持去庄民は樂家屬

〔端裏書〕
 〔西氣御寄進狀〕

寄附奉る

妙見大菩薩神田^①の事

合せて五段者り

坪付別紙これ有り、
 臨時錢、例段錢^②これを加う、

右の田地は、三方庄本所分半濟分の内也、本知行
 の地たるに依り、永代寄附奉るところ實也、國家
 安泰・武運長久、殊には庄民快樂、家屬繁昌の懇

安泰武運長久、殊者庄民快樂、家屬
 繁昌之懇祈、被抽精誠、則至子々孫々、
 不可有改易者也、仍寄進狀如件、

永正六年九月十二日 右衛門尉豐知〔花押〕

日光坊

御同宿中

〔語注〕

① 神田（ジンデン）

神社に給せられた田地。この場合は妙見社の修理用
 途にあてられる田地のこと。

② 臨時錢・例段錢（リンジセン・レイタンセン）

守護の賦課する段錢のことで、臨時段錢と恒常的な
 守護の例段錢があった。これらの段錢を給分として妙
 見社に与えられたことがわかる。

祈、精誠を抽んじられれば、則ち子々孫々に至り、改易^④あるべからざるもの也、仍って寄進の状の如し、

永正六年九月十二日

(垣屋)
右衛門尉豊知(花押)

日光坊

御同宿中

③半済(ハンゼイ)

室町幕府は、荘園の下地の半分を分割して領有することを守護に認めたため、守護の領国経営の基盤となつた。

④改易(カイエキ) 没収。収公。

〔解説〕

永正六年（一五〇九）九月十二日 垣屋豊知が、妙見社の神田として三方荘本所分の半済分五段の田地を寄附した寄進状である。寄進の目的を国家安泰・武運長久、及び、庄民快樂（やく）と家門の繁昌を祈念するためと称している。戦国乱世、とりわけ永正段階に入つて但馬の守護大名山名誠豊の領国経営の動揺がみられはじめたなかにあつてその有力家臣である垣屋豊知は、一族の繁栄と本知地の三方荘の「庄民快樂」を願ひ、妙見社の強い加護を求めているわけであろう。筆跡から彼の自筆状と思われ、その彼の強固な意志の働きを讀みとることができよう。

但列氣多能德丸
 德左衛門方跡、西下内
 德久殿段錢貳拾
 貫文事、妙見爲
 御寄進之上者、如先々
 可有御社納候也、仍狀
 如件

永正十三
 十月八日
 日光坊

一一九、河越治久寄進狀（日光院文書）

（折紙^①）

但州氣多郡德丸

孫左衛門方跡、西下内

德久殿段錢貳拾

貫文事、妙見爲

御寄進之上者、如先々

可有御社納候也、仍狀

如件、

永正十三 河越

十月八日 治久（花押）

日光坊

但州氣多郡徳丸孫左衛門方跡、西下内徳久殿段銭
貳拾貫文の事、妙見御寄進たるの上は、先々の如
く、御社納あるべく候也、仍つて狀件の如し、

永正十三

十月八日

河越治久^③
(花押)

日光坊^④

〔語注〕

①折紙(オリガミ)

堅紙の料紙を半分に折り、折目を下にして使用した
略式の用法。

②徳丸孫左衛門方跡(トクマルマゴザエモンカタアト)

旧知行人徳丸孫左衛門の所領であった土地の意。徳
丸氏から没収した西下^{にしひげ}の所領の内、徳久殿名の段銭給
分を妙見社に再給与するというものである。

③河越治久(カワゴエハルヒサ)

河越氏は、山名氏の播磨進出に際して揖西郡の郡代
として名がみえる(太田順三「嘉吉の乱」と山名持豊の
播磨進駐」民衆史研究九号)。従つて但馬守護山名氏の有
力被官であらう。

④日光坊(ニッコウボウ)

妙見社別当坊。妙見社は、養父郡八鹿町妙見にあ
り、江戸時代「石原火畠兩村之内三拾石」の朱印地があ
つた。(慶安元年(一六四八)九月十七日徳川家康朱印状)

〔解説〕

永正十三年(一五一五)十月八日、河越治久が、旧
知行人徳丸孫左衛門の給分であった徳久殿名の段銭二
〇貫文の徴収権を妙見社に寄進したものである。段銭
が給分として与えられており、山名氏の領国支配のあ
り方の一端が知られて興味もたれる。

三方庄奉所内奉寄附
石原山妙見大社田地事

合伍段者

斗代坪付
別紙在之

右所奉寄附者實也勤行
之次抽子孫雄猛眷屬
繁昌武運長久之丹誠
以永世之被專社務之

狀如件

永正十五年

己未八月廿四日垣屋越中守豐知

日光坊

御同宿中

一一〇、垣屋豐知寄進狀（日光院文書）

三方庄本所分内、奉寄附

石原山妙見大社田地事、

合伍段者、斗代・坪付、
別紙在之

右、所奉寄附者實也、勤行

之次、抽子孫雄猛、眷屬

繁昌、武運長久之丹誠、

以永世可被專社務之

狀如件、

永正十五年己未八月廿四日

垣屋越中守豐知（花押）

日光坊 御同宿中

三方庄本所分の内、石原山妙見大社に寄附し奉る田地の事、

合せて伍段者り、^{斗代①}坪付、^{別紙これ在り、}

右、寄付し奉る所は實也、勤行の次、子孫の雄猛・^{眷屬③}繁昌・武運長久の丹誠を抽んで、永世以つて社務を専らにせらるべきの狀件の如し、

永正十五年^己八月二十四日 垣屋越中守豊知^{花押}

日光坊 御同宿中

〔語注〕

①斗代（トダイ）

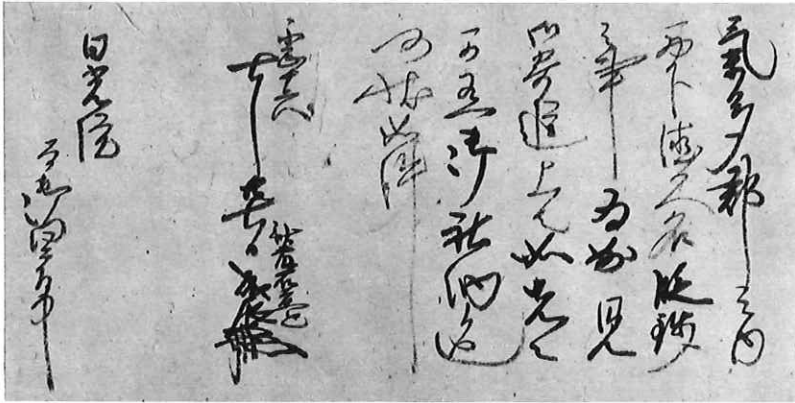
田畠一段別の額。年貢の徴収税率をいう。

②坪付（ツボツケ） 田畠の在り場所。

③眷屬（ケンゾク） 一族。親族。一門。

〔解説〕

永正十五年（一五一八）八月二十四日 垣屋豊知が、子孫の雄猛・眷族の繁榮・武運長久等を祈念して三方庄本所分の田地五段を妙見社に寄進したものである。垣屋豊知は日光院文書に現われるだけでも花押を数度変えていることがわかる。



一二一、齊藤右京進成辰徳久名段銭

安堵狀（折紙）（日光院文書）

氣多郡之内

西下徳久名段銭

之事、爲妙見

御寄進上者、如先々

可有御社納候也、

仍狀如件、

永正十六年 齊藤右京進

七月廿七日 成辰（花押）

日光院

參御同宿中

氣多郡の内、西下徳久名段錢の事、妙見御寄進たる上は、先々の如く御社納あるべく候也、仍つて件の如し、

永正十六年

七月二十七日

齊藤右京進^①

成辰(花押)

日光院

参る御同宿中

〔語注〕

①齊藤右京進(サイトウウキョウウノシン)

成辰。齊藤氏については、「建内記」の文安四年(一四四七)七月十八日条に「播磨国守護代齊藤若狭守不當猛悪至極者也、一郡政道如虎狼、傍輩不可用之由列

訴、仍昨夕守護加誅戮之下知、窃聞及今晝逐電云々、家領吉川上庄、為彼猛悪佗僚之処、時刻到来、冥慮之至哉」とあり、美囊郡の「守護代」齊藤若狭守が持豊から譴責されて逐電したと聞いて、万里小路時房が家領吉川上庄を押坊した彼を「不当猛悪至極者」と感情をむき出しにしている。

山名持豊の播磨進駐に際して、齊藤氏には、美囊郡「一郡政道」を行う「守護代」齊藤若狭守なるものがあり、この子孫と思われる。山名氏の重臣か。

〔解説〕

守護山名氏の直臣である齋藤右京進成辰が、一一九号の河越治久寄進状にもとずき、妙見社が氣多郡西下^{（この字）}の徳久名段錢二〇貫文を改めて寄進し、その収取する権利を安堵したものである。



一三二、田邊大和守寄進狀

(日光院文書)

妙見大菩薩奉寄進田地之事、

氣多郡之内トイ松岡
合壹段、分米六斗定

右、奉寄進之處、所願成就皆

令満足故也、

永正十六己卯三月九日 田邊大和守
重(花押)

日光院參

〔語注〕

①分米六斗定(ブンマイロクトサダメ)

一段六斗の定額の取取権をいう。

②所願成就皆令満足(シヨガンジヨウジユカイリヨウマン)

妙見大菩薩に寄進し奉る田地の事、

氣多郡の内ト居松岡①
合一段、分米六斗定

右、寄進奉るの處、所願成就皆令満足の故也、

永正十六年己卯三月九日 田邊大和守

日光院參る

重(花押)

ソク

仏の冥利によって願う事柄がことごとくかなうこと。大願成就のこと。願いがかなうこと。

奉寄進知府中京亮寄進狀
合壹段 坪辻内、但
右、所令寄進明鏡也、然上者、奉仰
有違乱煩、仍寄進狀如件

〔解説〕

永正十六年(一五一九)三月九日、田邊大和守が妙見大菩薩に武運を祈願し、その成就に満足して妙見社に報謝をこめて気多郡土居松岡の田地一段(分米六斗)を寄進したものである。妙見社の信仰のあり方をうかがう点でも興味もたれる。

一三三、田結庄右京亮寄進狀

(日光院文書)

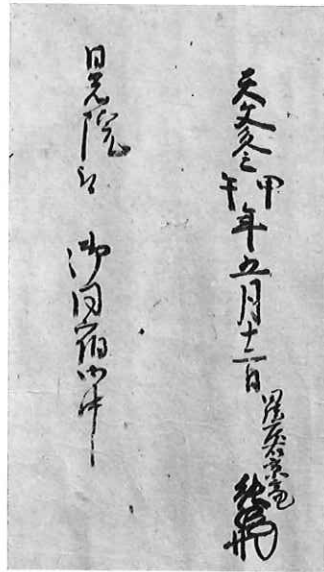
奉寄進知行府中最所分内田地、

合壹段者、坪辻内、但
分米五斗四升也

右、所令寄進明鏡也、然上者、奉仰
御懇祈者也、於此田地向後不可
有違乱煩、仍寄進狀如件、

天文參甲午年五月十二日 田結庄右京亮
能(花押)

日光院參 御同宿御中



寄進し奉る知行府中税所分の内田地の事、

合せて一段者り、坪辻内、但し
分米五斗四升也、

右、寄進せしむるところ明鏡^①也、然る上は、御懇
祈を仰ぎ奉るもの也、此の田地において向後^②違乱
の煩あるべからず、仍って寄進状件の如し、

天文三年^{てんぶん}甲午年五月十二日
田結庄右京亮
能^(花押)

日光院参る 御同宿御中

〔語注〕

①明鏡(メイキョウ)

めいけいとも読む。事柄がはっきりしている様。明瞭。明確な証拠。

②向後(コウゴ) 今後。今から後。以後。

〔解説〕

天文三年(一五三四)五月十二日 田結庄右京亮が妙見社の日光院へ府中税所分の田地一段を御懇祈を仰ぎ奉らんがために寄進したものである。この地は、文明十四年(一四八〇)に長原遠連が妙見社に寄進した畠と関連する府中税所分の地であり、豊岡市一帯に勢力を温存する田結庄の勢力が南下しつつあったこと、やがて田結庄氏と垣屋氏とが対立を深めてゆく前段階が伺えるという点でも興味もたれる史料である。

寄進し奉る西下庄三分の内の田地の事、

合せて一段者り、坪付修理田

分米二斗三升代也

此分延これあり、

右の意志は、子孫繁昌・息災延命・武運長久のため也、仍って寄進狀件の如し、

天文二年九年五日

田原大隅守

直綱(花押)

妙見大菩薩

日光院御坊参る

一二四、田原直綱寄進狀(日光院文書)

奉寄進西下庄三分之内田地之事

合壹段者、つぽ付修理田

分米貳斗參升代也

此分延在之

右のい志へ、志そんはん志やう、そくさいゑんめい、ぶらんちやうきうのため也、仍寄進狀如件、

天文貳年九月五日

田原大隅守

直綱(花押)

妙見大菩薩

日光院御坊参

〔解説〕

天文二年(一五三三)九月五日 田原大隅守直綱なるものが、妙見社に子孫繁昌・息災延命・武運長久を祈念して西下庄三分の内の田地一段(修理田という)を寄進したものである。妙見社はこの一段の田地から

分米二斗三升代を收取する権利を寄附されたことがわかる。延(ノビ)とは延米・出目米ともいって付加米のことである。収納に際しての斗搔による余米のことで斛の違いにより余米が付加されることをいう。

